

あなたの声を…

# こら

第77号

2018年5月

## 議会だより



◎審議内容 .....	2
◎予算・決算常任委員会報告 .....	4
◎一般質問 .....	6
◎町の元気もの .....	16

# 平成30年度 予算決まる!

一般会計予算  
特別会計予算

39億8,900万円  
26億4,615万円

30年3月定例会は、3月5日から20日までの16日間の会期で開催し、議案32件、同意2件、発議2件、承認1件、意見書1件、その他2件の計40件を審査し、審査の結果、継続審査2件の他は、いずれも可決・同意・承認した。

## 審議内容

### 議案 (32件)

#### 条例改正・制定・廃止

- 会を設置する条例を継続審査  
賛成全員

○課設置条例の一部改正  
保健福祉課を保健福祉課と長寿課に改める等の改正を継続審査  
賛成全員

○特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部改正  
介護認定調査員1件3500円、職員分限懲戒審査委員1時間10000円を加える。  
賛成全員

○職員の旅費に関する条例の一部改正  
県外出張に対し、1日2200円の日当を支給。  
賛成全員

○国民健康保険条例の一部改正  
国民健康保険の事務に  
よび費用弁償等に関する条例の一部改正  
県外出張に対し、1日2200円の日当を支給。  
賛成全員

○国民健康保険積立基金の設置、管理および処分に関する条例の廃止  
賛成全員

○国民健康保険条例の一部改正  
国民健康保険の事務に  
関する文言修正。  
賛成全員

○介護保険条例の一部改正  
30年度からの3年間の保険料率を改正。  
賛成 (岡田、田中、山田充、山田裕、野瀬、阪東、宮嶋、木村、西川、建部)

○包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正  
介護保険法の改正に伴う改正。  
賛成全員

○指定地域密着型サービスの事業の人員、設置および運営に関する基準を定める条例の一部改正  
賛成全員

○児童遊園の設置および管理に関する条例の廃止  
賛成全員

○国民健康保険条例の一部改正  
国民健康保険事業の円滑な運営のため、国民健康保険財政調整基金を設置。  
賛成 (岡田、田中、山田充、山田裕、野瀬、阪東、宮嶋、木村、西川、建部)

○職員分限懲戒審査委員  
賛成全員

○国民健康保険条例の一部改正  
賛成全員

○国民健康保険条例の一部改正  
賛成全員

○職員分限懲戒審査委員  
賛成全員

改正  
介護保険法の改正に伴う改正。  
賛成全員

賛成全員

○指定密着型介護予防サービス  
の事業の人員、設置および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正  
賛成全員

賛成全員

○指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例  
賛成全員

賛成全員

○指定介護予防支援等の事業の人員および運営ならびに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正  
賛成全員

賛成全員

○後期高齢者医療事業に関する条例の一部改正  
後期高齢者医療制度の改正に伴う改正。  
賛成全員

賛成全員

○指定地域密着型サービス事業者および指定密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例の一部改正  
介護保険法の改正に伴う改正。  
賛成全員

賛成全員

○指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例  
介護保険法の改正に伴う改正。  
賛成全員

賛成全員

○後期高齢者医療事業に関する条例の一部改正  
後期高齢者医療制度の改正に伴う改正。  
賛成全員

賛成全員

○消防団員等公務災害補償条例の一部改正  
非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令の改正に伴う改正。  
賛成全員

賛成全員

○国民健康保険特別会計  
9億5298万円

賛成全員

29年度補正予算  
一般会計  
防災センター整備事業の廃止等による6億7149万円の減額。  
賛成 (岡田、山田充、山田裕、野瀬、西川、西澤)

賛成全員

○介護保険特別会計  
251万円減額  
賛成全員

賛成全員

30年度予算  
一般会計予算  
39億8900万円  
前年比5億1750万円の減額。  
賛成 (岡田、田中、山田充、山田裕、野瀬、阪東、宮崎、木村、西川、建部)

賛成全員

○一般会計  
39億8900万円  
前年比5億1750万円の減額。  
賛成 (岡田、田中、山田充、山田裕、野瀬、阪東、宮崎、木村、西川、建部)

賛成全員

○国民健康保険特別会計  
9億5298万円

賛成全員

賛成 (岡田、田中、山田充、山田裕、野瀬、阪東、宮崎、木村、西川、建部)

賛成全員

○後期高齢者医療事業特別会計  
7542万円  
賛成 (岡田、田中、山田充、山田裕、野瀬、阪東、宮崎、木村、西川、建部)

賛成全員

○介護保険特別会計  
8億3655万円  
賛成 (岡田、田中、山田充、山田裕、野瀬、阪東、宮崎、木村、西川、建部)

賛成全員

○墓地公園事業特別会計  
148万円  
賛成全員

賛成全員

○住宅新築資金等貸付事業特別会計  
1574万円  
賛成全員

賛成全員

○土地取得造成事業特別会計  
300万円  
賛成全員

賛成全員

○下水道事業特別会計  
4億7297万円  
賛成全員

賛成全員

○水道事業会計  
2億8801万円  
賛成全員

賛成全員

○特別職の職員の給与に関する条例の一部改正  
町長の給料月額を20%、一年間の減額。  
賛成 (岡田、田中、阪東、宮崎、木村、西川、建部、西澤)

賛成全員

○特別職の職員の給与に関する条例の一部改正  
町長の給料月額を20%、一年間の減額。  
賛成 (岡田、田中、阪東、宮崎、木村、西川、建部、西澤)

賛成全員

反対 (山田充、山田裕、野瀬)

賛成全員

○教育委員会委員の任命  
尾崎隆昭氏(長寺)  
賛成全員

賛成全員

○公用車の事故による損害賠償額を定める。  
賛成全員

賛成全員

○北方領土問題の解決促進等を求める意見書  
北方4島の早期返還の実現を強く求める意見書を関係機関へ提出すること。  
賛成全員

賛成全員

○北方領土問題の解決促進等を求める意見書  
北方4島の早期返還の実現を強く求める意見書を関係機関へ提出すること。  
賛成全員

賛成全員



# 予算決算常任委員会審査報告

本委員会に付託された一般会計・特別会計の新年度予算9件を審査し、可決した。審査経過(要約)は次のとおり。

3月7・9日

## 一般会計

### 【歳入の部】

**Q** 法人税5222万円は、前年に比べ500万円増額の理由は。  
**A** 古河A.S(株)の業績回復による。

**Q** 特別交付税3億5000万円は、前年より7000万円増額されている算定根拠は。  
**A** 算定根拠はないが予算編成で不足が生じたので、過去数年の実績をもとに計上した。

**Q** 町たばこ税4000万円は前年に比べ550万円減額の要因は。  
**A** たばこ価格の高騰や近年の健康志向者が増えたことにより減額。

### 【歳出の部】

**Q** 個人番号カード等交付手数料31千円計上されているが、現在の発行枚数は。  
**A** 591枚。

**Q** 環境衛生費補助金のエネルギー使用合理化等事業費補助金、カーボンマネジメント強化事業費補助金とは。  
**A** 省エネルギー対策および地球温暖化防止対策に関する補助金。

**Q** ふるさと応援基金繰入金7100万円は、前年に比べ1262万円増額の理由は。  
**A** 寄付者の希望に沿った事業に充当する事業項

目が増えたため。

**Q** 総務管理費の損害賠償金500万円の内容は。  
**A** 町の過失により損害を与えた時の損害金で、専決処分の範囲内。

**Q** 徴税費の県税納付金補償2393千円の内容は。  
**A** 公金横領事件に伴い、年度別・税目別に整理を行った結果、個人町県民税が約1000万円あり、県税分として県に支払う額を算定し、その内既に納付済みである金額を差し引いた残額。

**Q** 交通安全対策費の廃止路線代替バス運行補助金9814千円の積算根

拠は。

**A** 湖国バスより萱原大君ヶ畑線のみなし予算が示され、町負担額となる経常経費から経常収益の差引分。

**Q** 保健福祉センター費の温水プール及び香良の湯指定管理委託は、前年に比べ8046千円増額の理由は。  
**A** 温水プールの床の修繕費を含めて、(株)いずみ二に指定管理委託した。

**Q** 母子衛生費の出産祝金100万円は何人分か。  
**A** 1人2万円の子育て応援金として50人分計上した。

**Q** 塵芥処理費の粗大ごみ収集委託2000万円は、前年より700万円増額の理由は。  
**A** 粗大ゴミの量も増加しているが、金属やゴム等の特殊混合物が多く搬出されることにより、処

分費用の単価が上昇するため。

**Q** 獣害対策費の鳥獣害防止対策工事1550万円の内容は。  
**A** 長寺西ゆづ公園獣害柵最終点から愛荘町境界までの約500m。

**Q** 商工振興費の町商工会補助金780万円は、前年より30万円増額の理由は。  
**A** 「ここ滋賀」のイベントや「アグリフードエキス」等の事業参加を共同で実施する費用の半額を計上した。

**Q** 観光振興費の高虎サミット開催事業委託600万円の内容と時期は。  
**A** 高虎ゆかりの津市・伊賀市・今治市・甲良町の4自治体で2年に一度の開催であり、本町では8年ぶりの開催で内容は首長等会談・記念講演・レセプション等を行う予

定であり、時期は30年10月20・21を考えている。

**Q** 地籍調査業務委託1620万円の内容は。  
**A** 町全体の進捗率は15・6%であり、30年度は、長寺西5工区の法務局申請、長寺西6工区の確認業務、北落1工区の現場立会、北落2工区の素図作成。

**Q** 教育振興費の学校給食配膳支援業務委託1424千円の内容は。  
**A** 給食コンテナから各学級への搬入準備、食器等の回収、残食や廃棄物等の後始末を委託することにより、教職員が児童生徒に直接関わる時間を増やすため。

**Q** 資料館費の公用車リース料1011千円の内容は。  
**A** 移動図書館に使用していた公用車が古く、新たにリースするため。

## 特別会計・企業会計

### ◎国民健康保険会計

**Q** 保険衛生普及費の委託料に運動教室の委託費の計上がないと聞くが理由は。

**A** 対象者は多いが水中運動ということで水着に着替える等参加することに抵抗があり、参加者の増加に繋がらないため、30年度で分析し内容を再検討するため。

**Q** 広域化されることにより、今までの減免制度は継続されるのか。

**A** 法定減免・申請減免は継続される。

**Q** 保険料が将来上がるに聞いているが、時期は。

**A** 県は保険料の県下統一を目指しているため5年間で検討されるが、時期については未定。

### ◎後期高齢者医療会計

特に意見はなかった。

### ◎介護保険会計

**Q** 保険料を抑えるために一般会計からの繰入はできないか。

**A** 介護保険会計には保険料減免についての3原則の遵守に関する指導があり、その1つに保険料減免に対する一般財源の繰入は行わないこととあることから、一般財源の繰入はできない。

**Q** 介護認定者の人数は。

**A** 要支援の方が52人、要介護1〜5の方が386人、介護認定者ではないが総合事業対象者は、30〜40人いる。

### ◎墓地公園会計

**Q** 今年度の販売実績は、30年2月末で町内に

販売した1区画が返還され、年度内に町内1区画、町外1区画を販売見込み。

**Q** 初期投資額の回収見込みは。

**A** 一般会計借入金で20696千円あり、未販売178区画のうち約90区画の販売が必要。

### ◎住宅新築資金等貸付

**Q** 町全体の滞納額の半分を占める会計であるが、この問題をどう解決するのか。

**A** 滞納者の主な理由は、本人死亡・高齢化・生活困窮・生活保護等であり、悪質な滞納者には裁判所を通じた支払督促を行い滞納額減少に努めたい。

### ◎土地取得造成会計

特に意見はなかった。

### ◎下水道事業特別会計

特に意見はなかった。

### ◎水道会計

**Q** 有収率の近年の推移は。

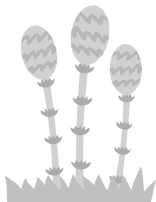
**A** 27年度86・32%、28年度86・04%、29年度1月現在85・65%。

**Q** 動力費1310万円は、前年に比べ250万円減額の理由は。

**A** 29年度の実績をもとに計上した。

**Q** 修繕費1100万円は前年に比べ745万円増額の理由は。

**A** 水道事務所の防犯カメラの修繕費を計上したため。



# 総務民生常任委員会報告

主な質疑は次のとおり

### ◎議案第20号 国民健康保険財政調整基金条例

**Q** 今回の制定は、現行の市町単位から県が保険者となる国保制度改革に伴うものか。

**A** 4月からの改革では、納付金等の支払いが発生した場合、本町の基金条例では診療報酬にしか対応できず納付金支払の財源不足等に対応できるよう制定。

### ◎議案第22号 介護保険条例の一部改正

**Q** 第7期事業計画で保険料が上がることにしているの考え方は。

**A** 介護報酬改正による総給付費の増額と財源構成における第1号被保険者の負担割合引き上げが大きく影響している。また、一人当

りの介護給付費も近隣市町に比べて高い。そのため、高齢者保健福祉審議会で議論し、保険料段階区分を10段階から12段階に見直した。

**Q** 県下で一番高い保険料であり、保険料抑制のため一般会計繰入はできないか。

**A** 保険料減免についての3原則の遵守の指導があり、1つに保険料減免に対する一般財源繰入は行わないこととあり、繰入はできないが30年度の給付費の推移を見ながら考えたい。

**Q** 一般財源繰入をした場合のペナルティは。

**A** 財源不足が生じた時に財政安定化基金からの貸付が受けられない。

一般質問

# 町政のここが知りたい! 聞きたい!

## Q&A



西川 誠一 議員

### 基本政策を問う

**Q** 野瀬町長の最重要施策は何か。

**A** 町長  
町のイメージ回復、行政の信頼回復に取り組み人権尊重の町づくり、住民主体のまちづくりを推進していく。新年度から教育や福祉を充実するため家庭支援を全庁体制で進める。今年、集落懇談会を実施した。今後は対話行政、食育健康づくり、村づくり委員会の再編見直し、人口減少歯止めに取り組む。集落営農法人にも施設園芸等複合経営を推進するため町・JA東びわこ・県が連携し継続的な支援を目指す。南部工業団地の企業誘致を進め、地域経済発展のため商工会と連携し地域振興を目指す。

### 施設の修理改修は

**Q** 庁舎外壁改修の早期実施、公民館暖房設備の即刻改修実施とその他施設の改修計画と費用は。

**A** 総務課長  
外壁工事は30年度へ繰越した。保健センター空調・2階の設備、両保育センター屋根、公民館空調、小中学校トイレ、中学校空調で調査計画、費用は1億2600万円、庁舎空調、図書館児童室、公民館空調は来年度調査する。



役場庁舎正面

### 横領事件その後は

**Q** 裁判の見通し、被害総額は。

**A** 総務課長  
刑事裁判は終了。被害額は精査し、小島に請求する。状況によっては法的手段を含め対応する。

**Q** 24年から横領している事件であり、発覚時の総務課長は滞納、収入未済問題を指摘した際は、適正処理したと何回も強弁しているため偽証罪に当たると思うが。

### 総務課参事

**A** 参事は発覚時の小島、総務課長、課長補佐。今議会に提案した職員

分限懲戒審査委員会条例が可決されれば(継続審査となる)委員会に諮問し答申を受け処分する。

**Q** 議員、町在住職員で未納、滞納者の有無を最

終日までに書面返答されたい。

**A** 公式回答無し。

**Q** 平成5年以降、職員の懲戒処分等の件数が54件42人と聞く。処分区分の口答注意は甘いと思うが、マイナス要因は何か。

### 総務課長

**A** 総務課長  
免職1人、減給24人、停職2人、失職1人、降格2人、文書訓告14人、口頭注意10人。口頭注意は懲戒処分ではなく、前町長が口頭注意した。度重なれば懲戒処分となる。

### 課の統廃合の進展は

**Q** 人口減少が進行する中、28年3月の一般質問の回答では、30年度で一部実施するとなっていたが、今回真逆の課設置条例が提案された(継続審査となる)、その真意は。

### 総務課長

介護や家庭支援の充実や解決を目指すため、機構改革の一環として提案した。統廃合はその後に検討する。

### 路線バスは必要か

**Q** 養護学校の児童生徒が登下校時に乗車しているくらいで殆ど空バス運行だ。公共交通のため、いきなり廃止は無理だと思いが、他の交通手段の検討や町民の声を聞くのも一案と思う。多賀町では萱原線、大君ヶ畑線は廃止の方向と聞く。現在の乗客数と費用は。

### 企画監理課長

**A** 企画監理課長  
平均1.1人で、ほぼ養護学校生である。28年度経常経費は853万円(30年度予算は981万円)である。



一般質問

# 町政のここが知りたい! 聞きたい!

## Q&A



阪東佐智男 議員

### 人口減少のひずみに問う

**Q** 町は、10年で約500人が減少し、次世代やその子どもたちが極端に減っている。人口減少は、町の総生産「GDP」の減少は無論のこと、特に基幹産業である農業等後継者に深刻な実情であり、これ以上流出や人口を減らさない対策が必要である。ここ10年ぐらいで、人口の転出超過及び、人口の流出ほどの程度か。

**A** 住民課長

10年前の平成20年と昨年を比較すると、人口647人が減少している。率にして約8・8%の減少である。

減少の理由は、社会増減で、20年当時は転入が2・55%あったのに対し転出が3・16%で転出超過は48人。29年は、転入2・04%、転出2・9%であり、転出超過は63人あり、転出の増加となつて

り、転出の増加となつて

**Q** 今年2月2日の新聞の報道で、県6町の中で本町の転出が一番多い記載がされていた。そこで、転出されている理由は、

**A** 企画監理課長

現在、転入出者に任意でアンケートをとっている。

転出理由で多いのは、結婚と仕事。

**Q** 流出の年代で、最も多い年代は、

**A** 住民課長

流出年齢は、20代が全体の32%を占有、30代22%、40代12%。また、男女比率では20代女性が全体の19%であり、最も多い。

**Q** ふるさとへのUターンは、住民の願いだか、どの程度戻っているのか。またその方が転出した理由は。

**A** 企画監理課長

昨年4月から今年2月まで、約50人が戻っている。

転出した理由は、以前はアンケートの調査が無くわからない。

**Q** 他の自治体で実施されているが、大学に就学のために県外に出た学生に対して戻る約束の代わりに一部奨学資金を援助する政策を取り入れている自治体があるが、町もこのような手を打つ必要があるのでは。

**A** 企画監理課長

問の施策を実施している自治体を確認している。本町に魅力を持つてもらおうよう今後も検討する。

**Q** 空き家は、経年劣化を防ぐために有効活用する必要はある。そのため、空き家バンク等に登録し

活用することが望ましいが、各集落の空き家状況の把握は。

**A** 建設水道課長

26年11月に移行された空き家等対策の推進に関する特別措置法に規定する概ね1年以上住んでいない家を空き家という聞き取り等を行ったところ、107軒。

### 東びわこ農業組合の推薦の虚偽について

**Q** 1月17日に朝刊で、選挙発行物の虚偽お詫び書の発行をされたが、町長名でなかったのはなぜか。

**A** 町長

言いわけになるが、私の名前も、公職選挙法で年始または時候の挨拶、年頭の年賀についても挨拶は禁止

されているということから、私の後援会長と選挙の総括責任者であった野瀬欣廣氏に許可といひますか、これを出したいということをお願いし、チラシを作成した。

**Q** チラシの発行者は違うが自身が承諾し出したという認識でいいのか。  
**A** 町長  
両人の名前の文面ではあるが、作成には携わっていない。

### 【その他の質問】

◆防災センター中止に問う

### 野瀬さんに期待しています (推薦団体)

このたびの町長選挙にあたり、信念と情熱、そして行動力をそなえた野瀬喜久男さんは、常に住民の声に耳を傾け、住民のための町政を執行してくれる人として自信をもって推薦します。何卒、家族ぐるみのご支援をよろしくお願い申し上げます。

- ・北落区
- ・甲良集落営農連合同組合
- ・甲良町商工会
- ・東びわこ農業協同組合
- ・自由民主党滋賀県支部連合会

一般質問

# 町政のここが 知りたい! 聞きたい!



宮崎 光一 議員

## 野瀬町長、選挙違反を認める。

**Q** 町長は12月の一般質問で、東びわこ農業協同組合から推薦も受けてないのに虚偽の掲載をしたことを認めた。また、野瀬議員発行の「寒中お見舞い申し上げます」のビラで、虚偽の記載をしたことも認め、謝罪されている。公職選挙法第235条違反だと思いが、

**A** 町長

今回の推薦がなかったことは、事実。深く反省をしている。責任は私にあるが、職務については、一生懸命遂行したい。

**A** 選挙管理委員長

取り締まりおよび事実関係の調査は捜査当局が、また事実認定および違法性の有無については司法が行う。町選挙管理委員会がこれを行うことはできない。

**Q** 失職する前に直ちに

辞職すべきだと思いが、町政のトップが法律違反を犯して、(町民に)職員に「さあ皆さんコンプレックス。ルールを守

いるのか。であれば、亡くなった人が本当に気の毒で、血も涙もない仲間にも裏切られたことになり。トップに立つ者が、また公職にある者が選挙違反をしたら責任をとるのは当たり前だ。

また、ビラの発行責任者の議員も同罪で、推薦を受けていないのに、ビラで謝罪すればよいと思っているのか。このような考え方で日本一の、滋賀県一の甲良町を目指せるのか。この具体的な施策も示さないまま適当なことを、うそ八百を並べて事が済んだらいい。選挙のために適当に思いつきでうそをついて、選挙に勝ったら謝罪する。何とも哀れで情けない。

町内には、兼業、専業農家が約700人から900人がJA東びわこを頼りにしていると思うが。

## 同じ課の職員が、同じ日から9か月間休職して、同じ日から復帰してきたが。

**Q**

昨年の3月末から今年の1月4日まで、同じ課の職員2名が同じ病気で休んでいる。一人は管理職でありながら、こんなわがままで子どもみたいな職員に給料を払っている。無責任な行動をとる。このような職員がいることは、非常に恥ずかしいことである。町の職員の資質が問われるが。また、その職員が病気休暇中に、長浜市の某氏(元反社会勢力団体に所属していた方)から私に電話があり、「休暇中の職員が近々仕事に復帰するので、静かにしてやってくれないか。わしに貸しをつくらと思ってそうしてやってくれ」と言ってきた。職員が人を使って脅

**A** 町長

ご指摘のとおり。自身も本件については悩んでいる。

### 【その他の質問】

- ◆甲良中の空調問題
- ◆緑ヶ丘と金屋の拠点施設について
- ◆機構改革について
- ◆防災センターと役場庁舎改修について



一般質問

# 町政のここが知りたい! 聞きたい!



田中 章浩 議員

## Q&A

### 防災センター建設について

**Q** 代替整備案の基本方針案の説明があり再度確認する。町長が防災センター中止を表明されたが防災センターは、町としては建てないのか。代替で何か物を建てるのか。

**A** 町長 3月2日の全員協議会で、総合防災センター代替施設整備の基本方針を説明した。  
現在は、この計画に基づく防災備蓄品の倉庫の必要性はあるが、公共施設の整備については、優先する順番に整備を検討する。現在、防災センターの建設は考えていないが、将来的には必要最小限の防災本部機能を持つ建物が必要であるかも分らない。今は見通しはついてない。

**Q** 公共事業検討委員会

の基本方針を全協の説明では、防災備蓄倉庫に緊急防災事業債を活用し、その他の施設は一般単独事業債と移転補償を財源とし、70%の交付税の緊急防災震源債をもっと活用されたらどうか。

**A** 町長 その起債については有効な起債であると認識している。今は見直しは立っていないが、有利な制度だということは認識しているので、有効に活用できるときがあれば、活用したい。

### 地域防災について

**Q** 近年各地で地震、風雨、豪雪等、異常気象による想定外の大きな災害が起きており、そこで町でも地域防災のあり方を見直すべきと思ひ、危険箇所を監視カメラの設置は考えてるのか。

**A** 総務課長

滋賀県土木交通部流域降雨政策局の流域治水政策室の防災係の方に犬上川の監視カメラの設置の要望はしていきたい。

**Q** 今年の防災訓練の予定は。

**A** 総務課長 基本的には案をつくつた段階で、防災会議で意見を聞き進める。要介護の人の訓練を具体的にやりたい。

**Q** 今年1月14日に行われた第1回防災セミナーの今後の予定は。

**A** 総務課長 継続して行いたい。防災セミナーは年1回予定。



**Q** 町長の今年の新年の挨拶広報こうらで防災訓練を充実とあったが、町長の考えは。

**A** 町長 ソフト重視で中身の充実を考えてる。有事のときに町民の生命を最優先するというので、全町民が避難をできるように訓練に、関係機関とも今後調整し、中身を早く住民や区に示したい。

**Q** 昨年の台風時に、3回自主避難がでたが、何か混乱や苦情等あったか。

**A** 総務課長 台風5号で、対策本部を開き協議し開設。その後18号で、1回目の反省をし、開設の指示する時間が遅く、早めた。その都度その都度反省し開設した。

**Q** 洪水の災害想定マップ作成は。

**A** 総務課長 土砂災害と地震のハザードマップは、19年と20年に作成。洪水のハザードマップは、浸水の想定区域の指定はなく作成していない。県と相談し、町独自で作成を確認する。

**Q** 積雪による消火栓の位置が分からない看板は。

**A** 総務課長 町の消防防災施設等整備事業補助金交付要項で補助は得られる。



金屋橋

一般質問

# 町政のここが 知りたい! 聞きたい!



野瀬 欣廣 議員

## Q&A

### 地元 に 公共 工 事 を!

**Q** 町の公共工事は過去10年間でどれだけあったか。またその内、町内受注はどれだけか。

**A** 企画監理課長

発注は総額20億円で、その内15億8千万円が町内受注。

**Q** 思ったより多い金額であったが、公共事業を

発注する上で大事な「公共事業の品質確保の促進に関する法律」を意識して発注しているか。

**A** 企画監理課長

法律にのっとりつつて実務を進めている。

**Q** 近畿圏の最低落札率は80%後半から90%台であるが、町の落札率は

**A** 企画監理課長

81%

**Q** 最低落札率はもうけ

ているか。

**A** 企画監理課長

既に導入している。

※町にて適切な工事金額を設定し、落札率を上げていくよう努力されたい。

### 地域間の 強力な協力を!

**Q** 彦根商工会議所が近

江ツーリズムズムボードを立ち上げている。町も参画しているが、どのように連携しているのか。

**A** 産業課長

2市4町の湖東圏域で、インバウンド系を目的とした事業に取り組んでいる。本町でも西明寺の見学や一休庵での食事をすすめるなどの実績がある。この事業をうまく活用し、多くの人に町を訪れてもらいたい。

**Q** 彦根に来てもらった

観光客を町にも足を運んでもらう計画は。

### 地域福祉計画の 推進を!

**Q** 町の福祉計画の基本がまとまっていれば説明を。

**A** 保健福祉課長

基本理念は、幸せまるごと支え合い笑顔で暮らせる甲良町というスローガンを掲げた。

・支え合う担い手の育成  
・つながりの拡大と進化  
・活動を支える福祉基盤の整備  
を大きな柱で進めていく。

**Q** この計画の基本部分は「住んで、安全で幸せだと思ふこと」と考えて、

何点か質問する。

避難訓練は本当に災害に対して訓練通りできるかが大切であり、災害弱者の訓練も必要では。

**A** 総務課長

次回の訓練にはその部分も考慮したい。

**Q** 災害が起こった時には地域の災害ボランティア活動が大切になってくるが、現状は。

**A** 保健福祉課長

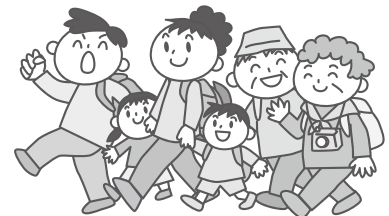
地域の取組として仕組みづくりが必要であり、進めていく。

**Q** 町は滋賀県の中でも健康状態が悪いと聞く。

これは健康診断の受診率を上げる必要があると思うが。

**A** 保健福祉課長

定期的な健康診断やがん検診を受診する人が少ない。対象者に受診してもらえよう啓発していく。



一般質問

# 町政のここが 知りたい! 聞きたい!

## Q&A



山田 充 議員

### 町民の日常生活に 必要不可欠な問題 として

**Q** 燃えないごみの袋が

小さく、毎日の使用に不  
便さを感じている。大き  
な袋に変えてほしいとの  
町民の声を多く聞いてい  
るが、町としての対応は。

**A** 住民課長

29年度から導入した燃  
えないごみの指定袋につ  
いて、指定袋の口が小さ  
いと住民の声もある。  
この袋については、犬上  
3町で統一作成したが、  
現に使用しにくいとの意  
見もあるため、30年度に  
ついては、新たに口の太  
きタイプの町独自の袋  
を導入したいと考えてい  
る。

**Q**

**A** 住民課長

いつごろからか。  
作成に2カ月程度かか  
るため、7月をめどに準  
備を進めている。準備が

整い次第、販売を始めた  
い。

### 町職員の不祥事に ついて

**Q** 前町長は、2000

件のデータを消した職員  
を口頭注意で済ませた。  
この重大な事案を口頭注  
意で済ませた町政運営は、  
町民を無視した行政運営  
と批判されている。この  
問題をはじめ、現在の町  
職員の体質や公務員とし  
ての基本スタンスは、間  
違っていると思われる職  
員がかなりの人数になる  
のではないか。この程度  
の職員の改善をどのよう  
に考えるのか。

**A** 町長

これまで、29年6月議  
会の山田充議員、田中議  
員の一般質問において、  
2000件のデータ削除  
については、誰が消した  
か確定ができていない。  
前町長は担当職員に口頭

注意したとされる答弁が  
ある。公金横領事件にか  
かったの税の未納データ  
のうち、2000件のデ  
ータが削除されたことに  
ついて、全員協議会、総  
務民生常任委員会で報告  
もされ、また、関係職員  
の聞き取り調査を終了し  
ている。公金横領額につ  
いては当事者に賠償請求  
をし、システム改ざんにつ  
いては一刻も早く正常  
を図らなければならない  
と考える。

また、指摘されている  
本件を含め、収納に係る  
組織内部の事務執行業務  
がその折々どのようなで  
あったか、間違いはなかつ  
たかなど、改めて事実ほ  
どうであったかの洗い出  
し作業による検証をし、  
行政組織として再出発を  
しなければならぬと考  
える。

この作業の具体化につ  
いては、今議会で提案を  
している甲良町職員分限

懲戒審査委員会に諮問す  
るなどを含めて、早く作  
業ができるよう進めてい  
きたい。

### 呉竹の道路の安全 対策について

**Q** 昨年要望し、本年に

実施すると回答があった  
追い越し禁止ラインにつ  
いて、県から町に報告が  
あるか。まだなら、早急  
に対応するように。

**A** 建設水道課長

本件の要望に関連して  
今年に入り30年1月11日  
の滋賀県土木事務所への  
町長の意見要望で、呉竹  
地区内の彦根八日市甲西  
線、また長寺地区内の雨  
降野今在家八日市線の県  
道の道路規制の対策につ  
いては、再要望している。  
追い越しについては、  
滋賀県公安委員会の管轄  
になることから、県から  
まだ明確な回答はない。  
ただし、彦根警察署交通

課に問い合わせたとこ  
ろ、30年に彦根署から県  
警本部にその件について  
は上申されると聞してい  
る。現在の状況について  
は未定である。

※議会と執行部の関係に  
ついて、2300という  
過半数以上の町民が支援  
した町長が誕生したこと  
により、議会も従来の偏  
った考えでなく、お互い  
公人としての良識を持ち、  
町の発展に寄与する議会  
人として、選出してくれ  
た皆様にご恩を返すべく、  
常識ある議会運営を切に  
願うところである。





一般質問

# 町政のここが知りたい! 聞きたい!

## Q&A



岡田 隆行 議員

### 町が検討している アウトソーシングについて

**Q** 導入時期は、いつ頃を検討しているか。またどういったしくみか。

**A** 総務課参事

包括業務委託は、新年度予算には計上していません。昨年8月から課長会等で検討に入っている。この制度は、説明する場を設け、近い将来、一部導入と考えている。

今後の予定として、6月に仮称で業務委託検討委員会設置条例、規則などを整備し、その分野に精通した方などで組織した委員会などを立ち上げ、業務の棚卸や事業の仕分けについて第三者の意見をもらう。次に、その委員会の中で、事業仕分け後の業務を、委託する部分、それ以外の部分の選定を行い、十分に議論をした中で、近い将来

一部導入を行いたい。

しくみは、業務を洗い

出した後、委託できる業務についてその業務に従事している職員ごと委託

するものであり、職員については、その委託会社

の社員となる。その社員は直接の命令はできないが、社員研修が行われ

るなどサービス面での向上や委託する職員について

の労務管理が不要となる。また、業務の見直し

により、業務を課にとらわれずに人員の配分がで

きるしくみである。

**Q** 正職員以外の方々の

雇用条件や、安心して働ける環境整備が必要だと思

うが。

**A** 総務課参事

地方公務員法の中での雇用であるから、例えば

臨時職員なら6か月のみの雇用で、1回に限り更新ができ、その期間で来ている方の公募となる。

嘱託職員は、町の要綱に

基づいているものの、どの自治体も解釈の相違な

どさまざま課題がある。今回の地方公務員法の

改正により、その基準を明確化し、非常勤職員

の雇用条件の改善をめざした形で、会計年度任用

職員制度が開始される。これに合わせ町として、

現状把握と改善を検討する。

**Q** アウトソーシングの

導入を検討するにあたり、町の財政が厳しい中、

早急に必要性があると感

じているが、雇用される側の立場が守られている

ので、導入にあたっては細心の注意を払って、事

を進めるべきだと考える

**A** 総務課参事

雇用される側の立場と

いうのは、期限を切って

雇用しているため、無期

限に約束しているもの

はない。包括業務委託の

導入については、検討期

間であることから移管期

間が必要で、その過渡期

にはいくつかの課題が出

てくるかと思う。町は、

会計年度任用職員の制度

導入が32年である。そう

なると、募集は31年にな

る。逆算すると、31年3

月議会には、そのことを

示す条例改正を予定して

いる。30年度には方向性を示す必要があるの

【その他の質問】

◆アウトソーシングを導入するメリットとデメリットは。

◆町役場に在籍している臨時職員、嘱託職員の人数と、それぞれの雇用契約の結び方は、どのように決められているか。

◆臨時職員で、3年以上在籍している人数と嘱託職員で在籍している3年以上の方で、一般事務の方と、専門職の人数は。

◆最近人権意識の低下を考えさせられるような町職員の発言や行動が一部見受けられるが、行政としてはそのように感じてるか。



一般質問

# 町政のここが 知りたい! 聞きたい!



建部 孝夫 議員

## Q&A

### 選挙違反を犯して当選し、 就任した町長の責任を問う!

**Q** 町長選挙において、推薦も受けていないのに推薦団体として「虚偽事項を公表」したことは認めめるか。

**A** 町長  
はい、認めます。

**Q** 言い逃れ、軽薄な弁解、責任回避は見苦しい。町民への「お詫び」は、素直に真摯であるべきだが、改めて、真の「お詫び」はないのか。

**A** 町長  
先の書面(チラシ)では、後援会長と総括責任者に迷惑をかけた。私の責任で、「お詫び」すべきであったと反省している。再度、よく考える。

**Q** 公職選挙法「虚偽事項の公表罪」違反について、捜査機関に自己の犯罪事実を申告し、法の処分(審判)を受け、罪を償うべきと思うが、どうか。

**A** 町長  
この件については、深く反省をしているが、今のところ捜査機関へ申告することは考えていない。

**A** 町長  
※行政のトップとして「法」を遵守しないとは、職員に示しがつかない。行政は、法律や条例に基づいて政治を行うところであり、最も法律を守り、尊重すべきところである。

町長は、法の審判を受け、罪を償う。ことの範を示せ。

**Q** 「けじめ」の一環、懲戒(制裁)として、町長の減給処分(給料月額20%、12か月)を求めらるが、どうか。

**A** 町長  
熟慮中で、よく考えて判断する。

### 副町長の設置について

**Q** 副町長設置の必要性については、理解をしているが、次の理由で当分の間、設置を見合わせたら、どうか。

**A** 町長  
しかるに、この時期に副町長の設置はないであらう。

①就任早々に弊をすることを考えずに、当分は町長自らが汗をかき、全力で職務遂行にあたるべきである。真に、副町長が必要とされたときに考えたら良い。

※結果、副町長の設置同意案件は取り下げられ、提出されなかった。

②今、町長は重大な選挙違反を犯し、その「けじめ」をつけなければならぬ。

その「けじめ」には、自らの「出処進退」が問われること必然である。

### 公職選挙法

(虚偽事項の公表罪)

第二百三十五条 当選を得又は得させる目的をもって公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者の身分、職業若しくは経歴…(略)…

政党その他の団体の推薦若しくは支持に關し虚偽の事項を公にした者は、二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

(当選人の選挙犯罪による当選無効)

第二百五十二条 当選人がその選挙に關しこの章に掲げる罪…(略)…を犯し刑に処せられたときは、その当選人の当選は無効とする。

(選挙犯罪による処刑者に対する選挙権及び被選挙権の停止)

第二百五十二条 この章に掲げる罪…(略)…を犯し罰金の刑に処せられた者は、その裁判が確定した日から五年間…(略)…

…この法律に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。



一般質問

# 町政のここが知りたい! 聞きたい!



西澤 伸明 議員

## Q&A

### 子どもの健やかな成長を

おいしい学校給食を

**Q** 一番身近な町政がどちらを向いて仕事をしているかをはかるバロメーターは、子どもの健やかな成長を支える施策の充実を、困難があっても正面から取り組んでいるかどうかだと思ふ。政治の責任で、大人と地域社会のあり方、安定した家庭、貧困と格差の是正こそ、野瀬町長が力を注がねばならないのではないか。

**A** 教育の位置づけから、学校給食の広域実施の現状と課題に対する認識は、

**A** 学校教育課長  
それぞれの年齢と身体の成長に考慮した給食を安定して提供できている。味、量、残食などが現在の課題と考えている。給食運営委員会の場で、改善のため協議を進めており、より多くの子どもが

喜ぶ給食の実現をめざしたい。

**Q** 学校給食法の目標の5番目に「食生活が食にかかわる人々のさまざまな活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと」とあり、甲良町給食センターの時は生産者が身近で地産地消ができた。広域化でこのことが喪失したのでは。

**A** 教育長  
給食の世話、つくる方々に、勤労に対する感謝の気持ちを伝えることは常に学校で行っている。

**Q** はぐらかさないでください。現実を掌握しているか。地産地消の課題が広域給食との関係で甲良町の産物が使われているか。

**A** 教育長  
申しわけない。何%とか、どれだけとかはきち

つと把握していない。

**Q** 広域での学校給食実施3年の総括の上に、独自の体制が要るのではないかとこの検討は。

**A** 教育長  
今のところ、確かにおいしくないなど、いくつかの課題があるが、運営委員会等で一層発言し、充実、改良していただくことで、町独自は考えていない。

**Q** ※味のことはもちろん、地域との連携、農家の姿顔が見えるなど、教育長がぜひ決断をして、独自の学校給食体制を視野にした検討委員会の立ち上げをぜひ求めていきたい。

### 子どものインフルエンザ予防接種に補助を

**Q** この冬季、インフルエンザの猛威にさらされ

た。子どもさんがインフルエンザに感染すると家族全員が感染する事例もある。感染の拡大を防ぐ上で、ぜひ子どもさんへの予防接種の補助制度創設が要るのでは。

**A** 保健福祉課長  
予防接種法には基づかない任意接種となっていないので、補助は現在考えていないし、検討段階でもない。

**Q** J A 東びわこ農協推せん虚偽記載では、公選法に定められた選挙は日本の国、地方政治の民主主義の基本を成すものと

### 東びわこ農協推薦虚偽の選挙違反は基本姿勢が問われる

**Q** J A 東びわこ農協推せん虚偽記載では、公選法に定められた選挙は日本の国、地方政治の民主主義の基本を成すものと

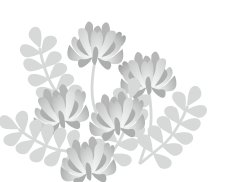
**A** 町長  
識はあるか。そう思っている。

**Q** 職員、町民に正しい

道を示すことができるか大変疑問に思う。昨年の町長選挙は、町政の信頼を回復する、日本一の町にするとした宣言にふさわしい責任のとり方を町長自身が示さなければ、町政の信頼を回復することは大変むなく響く。

**A** 町長  
そのとおりだと認識している。

**Q** その他の質問  
◆高校卒業までの医療費無償化を。  
◆公金横領事件の取り組みは。延滞金返金事件での損害賠償を求めるべきでは。  
◆「仮称・何でも相談室」の設置を求める。





一般質問

# 町政のここが知りたい! 聞きたい!

## Q&A



山田 裕康 議員

### ゴミ処理場建設について問う

**Q** 愛荘町で反対運動が行われているが、竹原地区への建設は、現在、どのようになっているか。

**A** 住民課長

愛荘町竹原地区でのゴミ処理場施設建設について断固反対という岩倉区、南・北松尾寺区、東出口区において、建設反対の看板が設立されている。

全体として厳しい状況を迎えているという報告を受けている。

**Q** 今後のスケジュールは。

**A** 住民課長

大変厳しい状態であり、現在当初の計画からあまり変わっていない。

計画の修正が必要な場合には再度検討していく。



※愛荘町では、看板を設立している地区以外も反対を表明されている地区もある。

西明寺さんが反対を表明しており、松尾寺区にある金剛輪寺さん、また百済寺さんと湖東三山は全部反対表明しているというところで厳しい状態になったことは事実。

そのことをよく考え、町の立場を決めなければいけないので、これから進展があれば報告いただきたい。

### パソコンのデータ削除について問う

**Q** 横領事件に係る2000件データ削除が行われたが、調査中ということであったが、調査はどのようになったか。

**A** 町長

誰が消去したかについては確定ができていない。前町長は、担当者に口頭注意した。

※情報公開請求により、税務課職員の経過書、顛末書が出ており、削除したのは、誰がしたのか明白であり、然るべき対処を望む。

**Q** 前町長の延滞金の違法返金問題に係る交渉記録データを削除したことに対して、どのように対応されたか。

**A** 町長

交渉記録は、町情報公開請求の解釈および運用

基準において、公的な管理下にあるものと言えないため、公文書でない。よって対応はしない。

**Q** 交渉記録は、極めて重要な文書であると思うが。

**A** 総務課長

交渉した記録を記載するもので、組織で共有するもの。当然公文書の扱い。

**A** 企画監理課長

組織で共有するものについては、交渉記録は必ず必要。

**A** 保健福祉課長

交渉記録については、重要なもの。

**A** 住民課長

交渉記録は非常に重要な書類と考える。

**A** 産業課長

住民との交渉には記録が必要だと考える。

**A** 会計室長

交渉記録は重要な書類。  
**A** 人権課長

職員が共有して使用する文書のため大事な記録である。

**A** 税務課長兼教育次長

徴収業務を行うための大事なもの。

**A** 学校教育課長

情報共有はしておくべきである。

**A** 建設水道課長

不納欠損する起案に添付するものである。

※全課長が交渉記録は重要な文書で、絶対に共有しなければならぬし、業務には絶対に必要不可欠であることが証明された。

関テレにおいて、専門家の意見として、「仮に公文書でなくても、公務のために使う文書を消去すれば、公用文書毀棄罪に当たる可能性」ということであり、これは犯罪になるので、しっかりと対応を望む。

## シリーズ 町の元気もの

「こんにちは！」

### 「甲良町地域おこし協力隊

### 加藤エリカです」

28年9月に、地域おこし協力隊に任命され活動しています。教育学部を卒業し、この自然豊かな町で地域の教育に携わりたいという気持ちのもと、神奈川から来ました。

今までやってきた事としては、ミニバルーンアート講座や、バルーンアート



の披露、中学校の学習支援の参加、夏季英語教室への参加、町内イベントへの参加等、主に子どもたちとの交流につながる活動をしてきました。町に移り住んでから、1年が経ち、2年目を迎えるようとしています。甲良町の人は、人がよ

くて、パワーもあって色々な特技を持つ人もいます。何よりもあたたかい。そんな町民の皆さんと2年目はもつと仲良くなり、一緒に協力して活動していきたいらなと強く願っています。

私のできる事も今後続け、更に挑戦していくつもりですが、(今年は、プチ英語教室等を計画中)一緒に協力していく中で地域の皆さんの声を形にしていけるよう活動して「こんな甲良にあつたらいいな」や「こういうことやってみたい」というアイデアがあつたらぜひ一緒にやりましょう!お友達も大募集です。これから頑張っていきますので、よろしくお願いします。



## 編集後記

### せせらぎ

「とっさの言葉は」

車を走らせていた時のこと、隣の車が急にわり込んできました。その瞬間、私は「安全確認もせずに車線変更するなんて。こんな運転をするのは女性だろう」と発していました。その時、助手席に座っていたTさんが「今のは偏見だよ」と痛烈な一言を言ってくれたのです。とっさの言動には、日頃の考え方や心の状態が表れます。無意識に出る言葉や態度に、その人の人間性が表れると書かれていた本を思い出しました。まさに「危なっかしい運転女性」という自分の思い込みが表面に出てしまった場面でした。

この出来事をきっかけに自分の言動を意識するようになったところ、思い込みや偏見が目につくようになりました。例えば「男なら・・・女なら・・・」という性別による役割分担の考え方や「不審者」と聞く「黒いサングラスにマスク姿」をイメージしたり、自分の都合で良し悪しのレッテルを付けていたり・・・。自分の価値観だけで判断していることに気づいたので。「意識すると見えないものも見えてくる。見えないものは、見ようとしなから」ということに、改めて気づかせてくれたTさんに感謝しました。

私たちは、日常生活の中で知らず知らずのうちに「○○は△△だ」というように決めつけるモノサシを持っていることがあります。そして、それが当たり前と思ひ込み。とっさの時、無意識に出てしまうことがあるのです。この「無意識の言動」を変えるためにも、「さっきあんなことがあったけどあれは人権侵害だよね」などといった話が、ごく普通に家庭や職場で交わされ、お互いの人権意識が高まるような社会になればと思います。

人権コラム「誰にも優しい社会へ」

(宇佐市ホームページより)

山田 裕康